台東区告示第６９８号

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札を実施いたしますので、東京都台東区契約事務規則（昭和３９年６月台東区規則第１３号。以下「契約事務規則」という。）第８条の規定に基づき公告します。

令和８年１１月１９日

東京都台東区長　服部　征夫

１　工事件名	（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場新築工事
２　工事場所	台東区谷中五丁目９番２号
３　施設概要	敷地面積：416.82 ㎡ 延床面積：86.51 ㎡ 構造　　：鉄骨造 階数　　：地上 2 階
４　工事概要	建築工事一式 （１）杭工事　（２）鉄骨工事　（３）屋根工事 （４）外壁工事　（５）内装工事　（６）外構工事 （７）電気設備工事　（８）衛生器具設備工事　（９）給水設備工事 (10) 空気調和設備工事 (11) 換気設備工事
５　履行期限	令和１０年３月３日（金）
６　予定価格	入札後公表する。
７　最低制限価格	設定する。
８　入札参加資格条件	入札参加申込時から落札者決定時まで、次の各資格要件を全て満たす者であること（（２）については、令和８年１１月１９日（木）（以下「基準日」という。）時点における資格要件とする。ただし、基準日以降に東京電子自治体共同運営（以下「共同運営」という。）の共同格付及び順位が変動し、申込時点において資格要件を満たす場合は申込みできるものとする。（９）の配置については、契約日からの要件とする。）。 （１）　共同運営の業種「建築工事」に登録があり、かつ、台東区に入札参加資格を有する者であること。 （２）　台東区内業者（台東区内に本店又は支店を有する者をいう。）の場合、共同運営の格付が「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の者であること。 台東区外業者の場合、共同運営の格付が「Ａ」で、順位が３８位から２５０位までの者であること。 （３）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定による制限を受けていない者であること及び同条第２項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者であること。 （４）　東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成１０年２月２０日付台総経発第１７０号。以下「指名停止基準」という。）に基づ

	く指名停止期間中の者でないこと。 （５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。 （６） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。 （７） 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。 （８） 関係会社は、同時に本件に申し込むことはできない（関係会社の定義は、共同運営「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十八版」４２ページに記載の【関係会社の定義】による。）。 （９） 施工現場に、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の基準を満たす現場代理人及び監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を専任で配置できること。現場代理人及び監理技術者は、入札参加申込時の３月以上前から、入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
９　申込方法	（１） 共同運営電子調達サービス電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）で希望申請を行うこと（操作方法は「電子入札操作手順書」を参照のこと。）。 （２）（１）の後、台東区公式ホームページから下記１１に定める提出書類を、必要事項を記入の上、紙媒体又はデータで提出すること。 （３） 紙媒体で提出する場合は、台東区役所総務部経理課契約担当（庁舎４階④番窓口）へ持参により提出すること。 （４） データで提出する場合は、電子入札サービスで希望申請を行う際に、添付資料の欄に添付すること。なお、入札参加申込書（様式１）は、押印したものを提出すること。また、落札者は、落札後に原本を提出すること。
１０　申込書提出期間	令和８年１１月１９日(木)午前９時から同年１２月７日(月)午後５時まで。ただし、紙媒体で提出する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の規定による休日を除いた、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。
１１　提出書類 （様式１は、台東区公式ホームページからダウンロードできます。）	（１） 入札参加申込書（様式１） （２） 専任配置予定の現場代理人及び監理技術者名簿（下記の書類を添付すること。） （ア） 監理技術者資格者証の写し （イ） 監理技術者講習修了証の写し （ウ） 入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる現場代理人の社員証等の証明書の写し(監理技術者と兼ねる場合を除く。)

	（３）　建設工事等競争入札参加資格審査受付票(裏面に印鑑証明書)の写し ※　提出書類の提出後においては、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。ただし、現場代理人及び監理技術者については、落札後、現場代理人届及び監理技術者届の提出前であれば変更を認めるものとする。
１２　入札参加資格者の決定	入札参加資格の有無を審査後、入札参加申込者全員にその結果を通知する。なお、入札参加資格が認められた後であっても、入札時までに「８　入札参加資格条件」((２）を除く。）を満たさなくなった場合は、入札に参加することはできない。
１３　設計図書等の貸出（電子媒体にて貸出し）	（１）　貸出期間　令和８年１１月１９日（木）午前９時から令和９年１月５日（火）午後５時まで （ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）の規定による休日を除いた、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。 ※１　設計図書等の貸し出しについては、入札参加予定の有無を問わず、「８　入札参加資格条件」((２）を除く。）を満たす希望業者に貸し出しを行う。 ※２　設計図書等は、入札日以降に返却するものとする。 （なお、入札参加を希望しない業者は、入札日前の返却も可とする） （２）　貸出場所　台東区役所　総務部経理課契約担当
１４　入札日時	令和９年１月６日（水）　午前１０時００分
１５　入札場所	電子入札サービス
１６　入札期間	令和８年１２月８日（火）から令和９年１月６日（水）午前１０時００分まで（ただし、電子入札サービス利用時間内に限る。）。
１７　入札方法等	（１）　電子入札サービスで、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額（当該金額に１円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額）を入力すること。 落札者の決定に当たっては、電子入札サービスで入力された入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。 （２）　１回の入札で落札者が決定しない場合は、２回まで再度入札を行うので、電子入札サービスで再度入札の時間を確認し、入札すること。 再度入札予定時間　１回目　午前１０時３０分 ２回目　午前１１時００分
１８　入札保証金	免除する。
１９　契約保証金	契約金額の１００分の１０以上とすること。
２０　週休２日促進工事	対象とする。

２１　入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （１）「８　入札参加資格条件」を満たさない者又は虚偽の申込みを行った者のした入札 （２）　所定の日時までに所定の方法で行わない入札 （３）　入札に際して談合等による不正行為があった入札 （４）　別途指定する内訳書と入札金額に相違がある入札 （５）　その他入札条件に違反した入札
２２　落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 落札者は、台東区が必要とする書類を提出するものとする。 なお、落札者が、落札後、契約を締結するまでの間に、指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合、契約を締結しないことがある。
２３　電子契約	対象とする。落札者は利用を希望する場合、落札決定後に申し出ること。
２４　前金払、中間前金払及び部分払	（１）　前金払あり　　契約事務規則による。 （２）　中間前金払あり　契約事務規則による。 （３）　部分払なし
２５　その他	（１）　本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年４月台東区条例第８号）に基づき、議会の議決に付すべき契約となるため、台東区議会の議決を得るまでは「仮契約」とする。 （２）　入札参加者は制限付一般競争入札参加者心得（工事用）を遵守すること。